

令和元年5月26日付定款変更に伴う改正

一般社団法人

日本陶道会 定款

一般社団法人 日本陶道会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本陶道会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区水道二丁目17番1号に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 この法人は、開運陶宮術を学習・普及振興することによって、健全な人格を形成し、もって社会人類の繁栄に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 修養会・講演会・講習会・研修会の開催
- (2) 会誌・図書が発行
- (3) 修養会館の設置及び経営
- (4) インターネット等による普及、広報活動
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号の事業は日本全国において行う。同項第2号より第4号の事業は主たる事務所において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、理事会の決議をもって推薦された者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人

2 前項の会員のうち正会員及び名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員希望者は、入会届を理事長に提出する。理事長は、理事会の決議を経て、これを許可するものとする。但し、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(資格登録)

第7条 この法人は、会員の修行程度により、別に資格名簿を備えてこれに登録する。資格及び登録に関する規定は別に定める。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 名誉会員は、入会金を納めることを要しないが、会賢については本人の意思により納めることもできるものとする。

3 既納の入会金及び会費は返還しない。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができるものとする。この場合、社員総会で決議する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を偽つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき

(2) この定款その他の規則に違反したとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、前2条の場合の他、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を2年以上滞納したとき

(2) 当該会員が死亡し、または、退会届の罷出が受理された場合、もしくは会員が解散または倒産したとき

(3) 総社員が同意したとき

第4章 社 員 総 会

(構成)

第12条 社員総会は、第5条第1項の正会員及び同条第2項に規定する名誉会員をもって構成する。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての承認
- (2) 事業報告及び収支決算についての承認
- (3) 貸借対照表並びに損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの付属明細書並びに財産目録の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 理事及び監事の選任または解任
- (6) 理事の報酬等の額
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 社員総会は定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会の招集は、少なくとも1週間前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって社員に通知する。

(議 長)

第16条 定時社員総会の議長は理事長がこれに当たる。臨時社員総会の場合は、その都度、出席社員の互選で議長を定める。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員及び名誉会員1名につき1個とする。

2 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合に於いては、当該社員または代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。なお、社員の承諾を得て、電磁的方法により代理権を証明する書面に代えることができる。

3 前項の書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の過半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事または監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び出席した理事、監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 総会の議事の要綱及び決議した事項は、全会員に通知する。ただし、会誌に掲載してこの通知に代えることができる。

第5章 役員 の 選 任

(役員 の 設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上
- (2) 監事1名以上

2 理事の内1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係がある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。

4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長が欠けたときは理事会を開催して理事長を新たに選任する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は理事会に出席する。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、社員総会で決議する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職番の執行に堪えないと認められたとき。

(2) 職番上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(相談役、顧問及び参与)

第27条 この法人には相談役及び顧問並びに参与を若干名置くことができる。

2 相談役及び顧問並びに参与は衣の職務を負う。

(1) 相談役は、本会の運営に関して理事長に助言し、意見を述べる。

(2) 顧問は、本会の運営に関する理事長の諮問について意見を述べる。

(3) 参与は、本会の運営に関して理事を補佐する。

3 相談役及び顧問並びに参与の選任と解任については、理事会に於いて別に定める細則に基づき決議の上決定する。

4 相談役及び顧問並びに参与は無給とする。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があったときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に拘わらず一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議要件があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、または、記名押印しなければならない。

第7章 支 部・分 会 及 び 委 員 会

(支部、分会)

第33条 この法人は、理事会の決議によって支部または分会を置くことができる。

(組 職)

第34条 この法人は、その業務を遂行する上で必要な部会及び委員会を置くことができる。

2 部会及び委員会の業務運営内容についての細則は理事会に於いて定める。

第8章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第37条 前条の規定に拘わらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときには、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(基金の募集)

第38条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1から第6号までの書類について承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 この法人の収支計算に収支差額があるときは、理事会の決議及び社員総会の承認を受けて、一部または全部を運用財産に繰り入れる。

3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事等の報酬に関する支給基準
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第41条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会に於いて第18条第2項の決議を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第42条 この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

第9章 事務局

(事務局及び職員)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局及び職員(嘱託職員を含む)を置く。

2 職員は理事長が任命する。

但し、事務局長等重要な職員は理事会の承君を経て、理事長が任命する。

3 職員は有給とする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

(書類及び帳簿の備え付け等)

第48条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備え付けなければならない。但し、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備え付けたときはこの限りではない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 各事業年度に係わる計算書類

(4) 各事業年度に係わる事業報告並びに附属明細書

(5) 各事業年度に係わる公益目的支出計画実施報告書

(6) 各事業年度に係わる収支予算書・事業計画書

(7) 各事業年度に係わる財産目録

(8) 役員及びその他の職員名簿

2 前項第1号・第2号の書類は永年保存とする。その他について10年間保存とする。

(細 則)

第49条

この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読みかえて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読みかえて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定に拘わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。